



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ③ ●
介護保険関係の所得控除

今回は、所得税・住民税の医療費控除の対象となる介護保険サービスや、その他の介護保険関係の所得控除についてお話しします。

1. 介護保険サービスの利用に係る費用（医療費控除）

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められており、医療費控除できる金額は、1月から12月までの1年間に支払った医療費が対象です。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください。

医療費控除の取り扱い	サービスの種類(介護予防を含む)	医療費控除の対象となる範囲		
		1割自己負担	居住費	食費
医療費控除の対象	①訪問看護	○		
	②訪問リハビリテーション	○		
	③居宅療養管理指導	○		
	④通所リハビリテーション	○		○
	⑤短期入所療養介護	○	○	○
	⑥介護老人保健施設	○	○	○
	⑦介護療養型医療施設	○	○	○
	⑧介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	○(1/2)	○(1/2)	○(1/2)
①～⑤のサービスと合わせて利用する場合のみ、医療費控除の対象	⑨訪問介護(生活援助中心型を除く)	○		
	⑩訪問入浴介護	○		
	⑪通所介護・認知症対応型通所介護	○		対象外
	⑫小規模多機能型居宅介護	○		対象外
	⑬短期入所生活介護	○	対象外	対象外

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象

※交通費は通常必要と認められる分が対象

※日常生活費、特別なサービス費用、特別な食事・居住費は対象外

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑨～⑬の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外

※⑧は医療費控除の対象となる金額がそれぞれ2分の1(高額介護サービス費の払い戻しもその2分の1)、旧措置入所者は対象外

その他	おむつ代	傷病により、おおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります。(医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。)また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている人は、黒潮町の交付する確認書で代用できます。
-----	------	--

2. 介護保険料（社会保険料控除）

介護保険料を控除できる金額は、1月から12月までの1年間に納めた金額が対象です。

納め方	社会保険料控除の対象者
特別徴収（年金から納めている場合）	被保険者本人のみ
普通徴収（納付書や口座振替で納めている場合）	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

3. 要介護認定を受けている方（障害者控除）

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障がい者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。この障害者控除において、65歳以上の要介護認定者で黒潮町長が認めた場合は、障がい者に準ずるものとして認定することができます。

65歳以上の要介護1～5の認定者	障がい者に準ずるものとして黒潮町長の認定が必要なため、介護保険係へ申請
------------------	-------------------------------------

4. 住宅のバリアフリー改修促進税制（所得税の特別控除、固定資産税の減額）

一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、借入金にかかる所得税の控除や固定資産税の減額が受けられる措置があります。いくつかの適用要件がありますので、詳しくは税務担当係へお問い合わせください。

お問い合わせ先	中村税務署 ☎35-2135 大方総合支所税務課 ☎43-2816(直通) 佐賀総合支所総務課税務係 ☎55-3113(直通)
---------	---

介護保険料は大切な財源です。納付期限にお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

○お問い合わせ先 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)



高齢者虐待相談窓口

ご近所に住む高齢者が
虐待されているようです。
なんとかしたいのですが……。

《相談窓口》

黒潮町地域包括支援センター ☎43-2240(直通)

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。これにより、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることになりました。この啓発週間は「北朝鮮による人権侵略問題に関する国民の認識を深める」ことが主な目的です。

拉致問題など、北朝鮮による人権侵害問題は、今や国際社会をあげて取り組むべき課題です。この機会に、北朝鮮による人権侵略問題についてもう一度考え、認識を深めましょう。

中村警察署 ☎34-0110